

# 草津市公報

発行日 令和5年4月1日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 6 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## 目次

### ◎ 告 示

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………2

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………2

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………2

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………2

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）……………2

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）……………3

草津市立保育所・認定こども園・幼稚園利用に関する苦情解決のための第三者委員設置要綱の一部を改正する  
 要綱（幼児課）……………7

生活保護法第55条第1項の規定に基づく医療扶助のための医療機関の指定廃止の届出について  
 （生活支援課）……………7

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律に基づく医療扶助のための医療機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………7

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………7

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………8

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………8

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………8

公示送達について（税務課）……………8

草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱（交通政策課）……………9

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
 （温暖化対策室）……………12

草津市食育推進懇話会開催要綱を廃止する要綱（健康増進課）……………12

児童福祉法第24条の28および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく草津市  
 指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定について（発達支援センター）……………12

### ◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………13

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………13

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………14

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課） .....	14
草津市教育委員会臨時会の招集について（教育総務課） .....	15

# 告 示

## 草津市告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年3月2日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
医療法人井上医院	草津市草津四丁目5-23	令和4年11月10日

(令和5年3月2日掲示済み)

## 草津市告示第32号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年3月2日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
医療法人井上医院	草津市草津四丁目5-23	令和4年11月10日

(令和5年3月2日掲示済み)

## 草津市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年3月2日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
医療法人井上医院	草津市草津3丁目4-14	令和4年11月11日

(令和5年3月2日掲示済み)

## 草津市告示第34号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年3月2日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
医療法人井上医院	草津市草津3丁目4-14	令和4年11月11日

(令和5年3月2日掲示済み)

## 草津市告示第35号

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月3日

草津市長 橋川 渉

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱（令和2年草津市告示第7号）の一部を次のように改正する。

別表補助金の額の欄中「年額3,111,000円」を「年額3,104,000円」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年3月3日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

（令和5年3月3日揭示済み）

草津市告示第36号

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月6日

草津市長 橋川 渉

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱（平成29年草津市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号エを次のように改める。

エ 保育支援者を配置する保育所等は、次の事項を記載した実施計画書を提出すること。

(ア) 補助対象事業による保育支援者の業務および保育士の業務負担が軽減される内容

(イ) 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）

第4条第1号および第2号を次のように改める。

(1) 草津市保育体制強化事業実施計画書（別記様式第1号）

(2) 草津市保育体制強化事業補助金所要額調書（別記様式第2号）

第5条第1号および第2号を次のように改める。

(1) 草津市保育体制強化事業実施報告書（別記様式第3号）

(2) 草津市保育体制強化事業補助金精算額調書（別記様式第4号）

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

別記

様式第1号（第4条第1号関係）

草津市保育体制強化事業実施計画書

令和 年 月 日

施設名

1. 本事業に係る保育支援者の業務および本事業により軽減される保育士等の業務の内容

Blank box for content of item 1.

2. 職員の雇用管理および勤務環境の改善のために保育所等の設置者が取り組む内容（保育支援者の配置を除く。）

Blank box for content of item 2.



様式第3号（第5条第1号関係）

草津市保育体制強化事業実施報告書 令和 年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_

1. 本事業に係る保育支援者の業務および本事業により軽減された保育士等の業務の内容

2. 職員の雇用管理および勤務環境の改善のために保育所等の設置者が取り組んだ内容  
(保育支援者の配置を除く。)



## 付 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

(令和5年3月6日揭示済み)

## 草津市告示第37号

草津市立保育所・認定こども園・幼稚園利用に関する苦情解決のための第三者委員設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する

令和5年3月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市立保育所・認定こども園・幼稚園利用に関する苦情解決のための第三者委員設置要綱の一部を改正する要綱

草津市立保育所・認定こども園・幼稚園利用に関する苦情解決のための第三者委員設置要綱（平成23年草津市告示第167号）の一部を次のように改正する。

題名中「・幼稚園」を削る。

第1条中「・幼稚園」を削る。

第4条中「3年」を「3年以内」に改める。

## 付 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行する。

(令和5年3月6日揭示済み)

## 草津市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年3月9日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
滋賀県立障害者総合診療所	草津市笠山八丁目5-130	令和4年11月30日

(令和5年3月9日揭示済み)

## 草津市告示第39号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出がありましたので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年3月9日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
滋賀県立障害者総合診療所	草津市笠山八丁目5-130	令和4年11月30日

(令和5年3月9日揭示済み)

## 草津市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年3月9日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
高寿薬局	草津市新浜町85-19	令和5年2月28日

(令和5年3月9日揭示済み)

草津市告示第41号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年3月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
高寿薬局	草津市新浜町85-19	令和5年2月28日

(令和5年3月9日掲示済み)

草津市告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年3月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
高寿薬局	草津市新浜町85-19	令和5年3月1日

(令和5年3月9日掲示済み)

草津市告示第43号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされ

る生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年3月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
高寿薬局	草津市新浜町85-19	令和5年3月1日

(令和5年3月9日掲示済み)

草津市告示第44号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月10日

草津市長 橋川 渉

- 1 送達すべき書類  
国民健康保険税更正・決定通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和5年3月17日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	石田 未来	茨城県結城市大字結城419番地2 Casa Ferio302	令和4年度	令和4年度
2	田村 美智子	京都府久世郡久御山町林北畑105番地 21棟206号	令和4年度	令和4年度
3	BAYARAA NOMIN	滋賀県大津市一里山三丁目39番50号ハイツ青・203	令和4年度	令和4年度

(令和5年3月10日揭示済み)

草津市告示第45号

草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月13日

草津市長 橋川 渉

草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、路線バス運行の確保を図るため、乗合バス事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「国要綱」という。）、滋賀県バス運行対策費補助金交付要綱（平成15年7月28日付け滋交政第257号。以下「県要綱」という。）および草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 国要綱第4条第1項の「乗合バス事業者」をいう。
- (2) 地域協議会 国要綱第2条第1項第1号の「協議会」をいう。
- (3) 補助ブロック 国要綱別表2の「補助ブロック」をいう。
- (4) 補助対象期間 国要綱第5条の「補助対象期間」をいう。
- (5) 県協議会 地域協議会のうち、滋賀県における

乗合バス輸送等に係る生活交通の維持・確保のために設置する「滋賀県地方バス対策地域連絡協議会」をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、県協議会が国要綱第8条に基づき策定する地域間幹線系統確保維持計画に運行事業者として記載されている事業者であって、補助対象期間中の乗合バス事業において経常欠損を生じているものとする。

(補助対象系統)

第4条 補助対象系統は、県要綱別表1に定める基準に適合する系統として、県協議会が国要綱第8条に基づき策定する地域間幹線系統確保維持計画に記載されたものとする。

(補助対象経費の額)

第5条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。

2 補助対象経常経費用は、次の式により算出する。  
当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用×当該補助対象系統の実車走行キロ

3 前項の式において、実車走行キロ当たり経常費用が、補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式により算出する。

地域キロ当たり標準経常費用×当該補助対象系統の実車走行キロ

4 他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の補助対象系統であって、当該競合運行系統の輸送量が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により計算された額とする。

当該補助対象系統の補助対象経常費用と経常収益との差額×（（当該補助対象系統の総キロ程－競合区間に係るキロ程）／当該補助対象系統の総キロ

程)

5 平均乗車密度が5人未満の補助対象系統については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額を補助対象経費の額とする。

(補助対象経費の限度額)

第6条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。

(補助対象系統の要件成否の決定)

第7条 補助対象系統の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号。以下「国規則」という。)第2条第2項に規定する事業報告書およびこれに関連する必要な事項を記載した書類

(2) 県要綱第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績および平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)

2 市長は、前項の申請書の提出により、規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

(補助金の交付額)

第9条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の4分の1に相当する額、または国から交付される同一補助対象系統に対する国庫補助金の2分の1に相当する額のいずれか少ない額以内の額(1,000円未満切捨て)とする。

2 前項の場合において、申請系統が複数の市町にまたがる場合については、各市町域の年間実走行キロにより按分した額を交付するものとする。

(補助金の交付決定等)

第10条 市長は、第8条の規定により提出された申請書を審査のうえ、交付の可否を決定し、草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定の通知により、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知があったものとみなす。

(補助金の請求)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付請求書(別記様式第3号)により市長に交付請求するものとする。

(補助金の経理等)

第12条 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた事業者は、前項の帳簿および補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金の交付の取消しおよび返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金の交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年3月13日から施行し、令和4年4月1日以降の乗合バス事業から適用する。

別記  
様式第1号(第8条第1項関係)

第 号  
年 月 日

草津市長 様

申請者 住所  
氏名

草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書

草津市地域間幹線系統確保維持費補助金の交付につきまして関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額
	千円

2 補助対象期間における損益の実績（地域間幹線系統）

補助対象期間の損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の実車走行キロ(ハ)	km	補助対象期間のサービス提供時間(デマンド型)(ハ)	時間		経常収支率	%

3 キロ当たり補助対象経常費用および収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

4 国庫補助金の申請状況

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	実績運行日数	計画運行回数	実績運行回数	運休日数	運休日数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないものとして大臣が認められたもの	運行割合(100%を超える場合は100%を上限とする。)	国庫補助金内定額	国庫補助金申請額
			起点	主な経由地	終点									
						日	日	回	回	回	回	%		円
						日	日	回	回	回	回	%		円
						日	日	回	回	回	回	%		円
合計	系統													円

5 交付申請に係る運行系統の概要および補助申請額

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率
			起点	主な経由地	終点					
						往・Km(平均)	往・Km(平均)	往・Km(平均)	往・Km(平均)	(ヨ- (タ+レ+ソ)) ÷ヨ=ワ
						度・Km	度・Km	度・Km	度・Km	
						往・Km	往・Km	往・Km	往・Km	
						度・Km	度・Km	度・Km	度・Km	
						往・Km	往・Km	往・Km	往・Km	
						度・Km	度・Km	度・Km	度・Km	
合計	系統					往・Km	往・Km	往・Km	往・Km	
						度・Km	度・Km	度・Km	度・Km	

補助ブロック名	申請番号	実車走行キロ	補助対象経常費用	経常収益	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限額	補助対象経常費用の不足額	補助対象経常費用のうち12条2項ただし書によりやむを得ないものとして大臣が認められたもの	平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経常費用	補助対象経常費用の4分の1に相当する額	国庫補助申請額の2分の1に相当する額	補助申請額(県)	補助申請額(草津市)
		ネ	ヘ×ネ=ナ	ラ	ナ-ラ=ム	ナ×9/20=ウ	キ	キ×ソ=ノ	ノ×みなし運行回数÷運行回数=デ	ケ	タ×1/4=ヤ	カ×1/2=マ	ヤとマのいずれか少ない額=ケ	ケ×市域の年間実走行キロ/総年間実走行キロ=フ
		km	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		km	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		km	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		km	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(1) 記載要領

- 4から5のうち、申請を行わない事業については省略することができる。
- (ナ)欄については、大臣が認定された生活交通ネットワーク計画に記載された計画運行日数・回数または時間を転載すること。
- (リ)欄については、補助対象期間中に運行した日数・回数または時間を記載すること。なお、実績運行日数・回数または時間について、益・正月・その他の期間に減便した場合は、減便した日数・回数または時間を除いた数値を記載すること。
- (ス)欄については、計画運行日数・回数または時間のうち、補助対象期間中に運休した日数・回数または時間を記載すること。
- (ル)欄については、補助対象期間中に運休した日数・回数または時間のうち天災その他やむを得ない場合として大臣が認められた日数・回数または時間を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の運用を受ける事業者については別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自衛隊338号、自衛隊151号、自衛隊55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、別の方法により算出し、その算出方法を明確にした書類を添付すること。
- 申請番号は、計画内定時の番号と同一にすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をケ×書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「国庫補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1千円~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- (ヤ)及び(マ)欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助申請額」の欄は、小数点第1位まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- デマンド運行については、(ハ)を補助対象期間のサービス提供時間(デマンド型)に読み替え、実車走行キロ当たり経常費用(ニ)および経常収益(ト)は、時間当たり経常費用および経常収益と読み替えることとする。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)およびこれに関連する必要な事項を記載した書類
2. 様式第1号の2の運行系統別輸送実績および平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る) ※フィーダーについては、運行系統別輸送実績のみ

様式第2号（第10条第1項関係）

第 号  
年 月 日

様

草津市長

草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱第10条および草津市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

1 補助金の交付決定額は次のとおりとする。

運行系統数	補助金の交付決定額
	千円

2 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金について収入および支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

草津市長 様

申請者 住所  
氏名

草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった草津市地域間幹線系統確保維持費補助金については、草津市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込口座等

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 振込銀行名
- (4) 預金種別
- (5) 口座番号

(令和5年3月13日揭示済み)

草津市告示第46号

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり

制定する。

令和5年3月14日

草津市長 橋川 渉

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱（令和4年草津市告示第205号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令和5年3月24日」を「令和5年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行する。

(令和5年3月14日揭示済み)

草津市告示第47号

草津市食育推進懇話会開催要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月14日

草津市長 橋川 渉

草津市食育推進懇話会開催要綱を廃止する要綱  
草津市食育推進懇話会開催要綱（平成26年草津市告示第213号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行する。

(令和5年3月14日揭示済み)

草津市告示第48号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20の規定により次の者を指定障害児相談支援事業者および指定特定相談支援事業者として指定したので、草津市

指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年草津市規則第16号）第4条の規定に基づき告示する。

令和5年3月14日

草津市長 橋川 渉

事業者の名称	事業所の名称および所在地	指定年月日	指定特定相談支援または指定障害児相談支援の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
合同会社彩り	相談支援事業所「風彩」 滋賀県草津市渋川二丁目7番24号 More草津210	令和5年4月1日	指定特定相談支援、指定障害児相談支援	障害児	指定特定相談支援事業所： 2530600176 指定障害児相談支援事業所： 2570600490

(令和5年3月14日揭示済み)

## 公 告

### 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年3月7日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市下阪本四丁目18番13-203号 秋山 輝、秋山 佑依子	草津市岡本町字南平436番3	179.65㎡	R5.3.7	1653

(令和5年3月7日揭示済み)

### 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証

を交付した。  
令和5年3月7日

草津市長 橋川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市小柿三丁目4番37号 株式会社 タナカヤ 代表取締役 田中 彬博	草津市下笠町字北松原344番 1 外5筆	2,933.63㎡	R5.37	1654

(令和5年3月7日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和5年3月8日

草津市長 橋川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市新浜町68番地1 新浜会館内新浜町内会 会長 服部 正司	草津市新浜町字中屋敷65番1	522.52㎡	R5.38	1655

(令和5年3月8日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第4号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月6日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和5年3月24日（金） 午後3時
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和5年3月6日揭示済み)

草津市教育委員会告示第5号

草津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年3月9日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

1 期 日 令和5年3月13日（月） 午前9時

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和5年3月9日揭示済み）